

ヨーソロー 1000 人プロジェクト実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、ヨーソロー 1000 人プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、千葉県を中心全国各地において実施される「ヨーソロー 1000 人プロジェクト」を円滑に運営することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 「ヨーソロー 1000 人プロジェクト」の実施計画作成
- (2) 「ヨーソロー 1000 人プロジェクト」の運営および各種調整
- (3) 前2項目に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 実行委員会は、ヨーソロー 1000 人プロジェクトの主旨に賛同し、千葉県内及び全国各地での事業に参画する団体、法人および個人によって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に役員として 委員長 1名及び副委員長 1名を置く。

- 2 委員長は、会員の互選によって決定し、実行委員会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により決定し、委員長を補佐する。
- 4 必要に応じて委員長の選任により、名誉会長、相談役、顧問等を置くことができる。

(運営)

第6条 委員長は必要に応じて実行委員会を招集し、議長を務める。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、千葉県内に置く。

(会計)

第8条 実行委員会の経費は、会費及び事業収入、その他の収入をもって充てる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附則

この規約は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。